

大阪市告示第725号

令和 4 年大阪市告示第376号（区役所の執務時間）の一部を次のように訂正する。

令和 7 年 5 月 29 日

大阪市長 横 山 英 幸

次の表により、訂正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

訂 正 後	訂 正 前
区役所の執務時間は、平成 5 年大阪市告示第555号（本市関係各公署の執務時間）、 <u>令和 4 年大阪市告示第375号</u> （区役所の執務時間）によるもののほか、別表に定める業務の執務時間については、別に定める場合を除き、毎月第 4 日曜日に限り、午前 9 時から午後 5 時30分までとする。 なお、これに伴い平成20年大阪市告示第466号（区役所の執務時間）は廃止する。	区役所の執務時間は、平成 5 年大阪市告示第555号（本市関係各公署の執務時間）、 <u>平成19年大阪市告示第927号</u> （区役所の執務時間）によるもののほか、別表に定める業務の執務時間については、別に定める場合を除き、毎月第 4 日曜日に限り、午前 9 時から午後 5 時30分までとする。 なお、これに伴い平成20年大阪市告示第466号（区役所の執務時間）は廃止する。

（市民局区政支援室区業務改革担当）